

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 105 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 2 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 高瀬保育園耐震改修工事 (福祉部 こども政策課)
工 事 場 所	佐久市鳴瀬 1371
工 事 概 要	高瀬保育園耐震改修工事一式 保育室耐震改修工事 ・屋根鉄骨の構造補強 遊戯室耐震改修工事 ・既存柱増打ち補強 ・既存基礎フーチング補強 ・壁補強 上記に伴う付帯工事一式 ほか
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 15 日まで
備 考	・佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第 3 条第 3 項の規定により、入札時において、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・ 建築一式工事の登録があり、その等級格付が A・B 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・ 建築工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・ 本店又は支店・営業所等が、有資格者名簿において市内・県内として登録されていること（ただし、市内に本店を有する者を除く。）。

(5) その他	・建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当する者でないこと。
---------	--

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月2日（水）から 入札日まで	・市ホームページへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年9月2日（水）から 令和8年9月7日（月）まで （最終日は午後5時15分まで）	・提出書類は 事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号） 原本・副本 各1部 佐久市企画部契約課（本庁4階）へ持参により提出のこと（郵送は不可）。
設計図書等の入手	令和8年9月2日（水）から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和8年9月3日（木）から 令和8年9月8日（火）まで （最終日は午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（福祉部 こども政策課）へ持参
質問回答の期日・方法	令和8年9月14日（月）以降	・発注課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和8年9月29日（火） 午前10時30分から（郵送不可）	・佐久市役所 7階 701会議室
落札者の決定等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に持参又はメールにて提出すること。なお、郵送での提出は認めないものとする。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応じた次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（閉庁日の場合はその翌日）以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第5号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」*契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所:佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	市ホームページ、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること(必要に応じ提出を求める場合もある。) ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるもの(社員証等)を持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	・佐久市財務規則第138条の規定による。
入札の無効	・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。
債務負担行為	・適用なし

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出して

ください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問い合わせ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056） TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市福祉部こども政策課 （佐久市中込 3056） TEL. 0267－62－3149（直通）